

## 新型コロナウイルス感染防止に係るケアマネジメント業務等の臨時的取扱いについて

### 1 基本的考え方

(1) ケアマネジャー等が媒介となる感染を予防するため、利用者やその家族等及び他事業所の職員等と対面して行う業務（サービス担当者会議等の業務上の会議やモニタリング）のうち、次のア～ウ以外については、代替措置（電話・FAX等）によることを原則とする。

**ア** 利用者へのサービス提供（※1）

**イ** 利用者の生活・生命維持に不可欠なもの（安否確認、虐待案件への対応等）

**（例）**（※2）

- ・新たに担当した独居の利用者（日中独居者を含む。）について、夏季の熱中症予防などの観点から生活環境を確認する必要がある場合

**ウ** 利用者の状態及びニーズの把握において、特に必要な場合

**（例）**（※2）

- ・一定期間面会できていない利用者等について、適切かつ質の高いケアマネジメントを行う観点から現在の心身の状況を確認する必要がある場合
- ・家族構成や居住地など生活環境の変更があった場合
- ・入退院などにより心身の状況の変更が見込まれる場合

(2) 本通知の臨時的な取扱いによる場合も、他事業所のサービス担当者等と緊密な連携を図り、利用者の状況把握や処遇確保を確実にすること。

(3) 講じた代替措置の経緯は、支援経過に記録しておくこと。

(4) 対面での業務を行う場合は、「新しい生活様式の実践例」を参考に感染防止策を徹底すること。

(5) 上記(1)ウに該当すると担当ケアマネジャーが判断し、面会の必要性や現に講じる感染防止策を利用者等に丁寧に説明した上で、利用者等が、感染への不安等から面会を拒否したときは、代替措置によるものとする。

（※1）本通知は、利用者へのサービス提供の中止を求めるものではない。サービス提供については、感染防止に万全を期した上で適切に実施すること。

（※2）あくまで例であり、この趣旨に合致するものであれば、担当ケアマネジャーの判断で、感染防止策を徹底した上で、対面業務を行うことができるものであること。

## 2 具体的取扱い

### (1) 利用者・家族への説明・同意

**ア** 必ず利用者・家族に事前に説明し、同意を得ること。原則として対面では行わず、代替措置（郵送等）によることとする。

ただし、上記1(1)イ・ウに該当し、対面での業務を行う場合は、「新しい生活様式の実践例」を参考に感染防止策を徹底すること。

**イ** 説明・同意は書面を原則とするが、やむを得ず、事前に書面で同意を得ることができない場合でも、サービス提供（変更）前に電話等で説明し同意を得ておき、概要（同意を得た日時、相手等）を支援経過に記録しておくこと。

**ウ** 上記イにより事前に電話等で同意を得たものも、最終的には書面による同意（署名・捺印）が必要であるため留意すること。

**エ** 対象者の状況（認知症がある、支援できる家族がない等）等により、代替措置（電話等）によることが難しい場合は、対面によることもできるが、面会の時間・場所等を工夫し、感染防止対策に万全を期すこと。

### (2) ケアプランの変更

**ア** ケアプランの変更に伴い必要となる業務のうち、対面で行うべきもの（サービス担当者会議等）は、原則として代替措置（電話・FAX等）によること。

ただし、上記1(1)イ・ウに該当し、対面での業務を行う場合は、「新しい生活様式の実践例」を参考に感染防止策を徹底すること。

**イ** サービス変更が生じる場合は、ケアプランの「軽微な変更」に当たるかどうかによって、対応が異なる。下表の（ア）又は（イ）により適切に対応すること。

区分	説明
<b>(ア)「軽微な変更」に当たる場合</b>	<p>①サービスの変更が、新型コロナウイルス感染症に係る一時的なものと認められ、利用者の心身の状況等に変更がない場合は、ケアプランの「軽微な変更」として取り扱い、ケアプランの即時の変更は必要ない（ケアマネジャーの判断で、即時の変更も可）。</p> <p>ただし、一時的なものとして、ケアプランを変更しなかった場合も、当該サービスの変更が1か月に及んだ場合は、その時点でケアプランの変更を行うこととする。</p> <p>②上記①以外の場合で「軽微な変更」に当たるかどうかは、市高齢課に確認すること。</p> <p>③「軽微な変更」とした場合は、利用者等に事前に電話等で変更の内容を説明し同意を得た上で、ケアプランの該当する表を手書きで修正し、支援経過に記録する。この際、当該利用者に関わるその他の事業者等へも、可能な限り事前にFAX等で情報提供することが望ましい（当該その他の事業者等への情報提供は、事後となっても差し支えない。）。</p>

区分	説明
(イ)「軽微な変更」に当たらない場合	<p>①利用者の心身の状況等に変更があった場合は、ケアプランの軽微な変更として取り扱うべきではない。ケアプランの変更に伴う一連の業務を、原則として代替措置により行うこと。</p> <p>ただし、上記1(1)イ・ウに該当し、対面での業務を行う場合は、「新しい生活様式の実践例」を参考に感染防止策を徹底すること。</p> <p>②ケアプランの変更が必要な場合で、サービス変更までにケアプランを変更する時間的な余裕がない場合は、利用者等に電話等で事前に当該サービス変更について説明し、同意を得ていれば良いものとする。この場合は、サービス変更後、速やかに変更後のケアプランを作成し、当該利用者に係る関係事業者等にFAX等で情報提供を行うこととする。</p>

### (3) 通所系サービス事業所が訪問サービスを提供する場合のケアマネジメント

感染拡大防止の観点から、通所系サービス事業所が、通所介護計画等の内容を踏まえ、訪問サービスを提供して報酬を算定することが、国の通知<sup>(※1)</sup>により可能となっているが、その場合のケアマネジメントの取扱いは以下のとおりとする。

#### ア 具体的な方法

上記(1)及び(2)によること。

#### イ 留意事項

- ・国の通知<sup>(※1)</sup>をあらかじめ十分に確認すること。
- ・利用者等の意向を十分に確認した上で、提供内容や費用について、懇切丁寧に説明を行い、同意を得ること。
- ・居宅を訪問して提供するサービスの内容は、元々の通所介護計画等に位置付けられた内容を基にして、通所系サービス事業所と十分に検討すること。

#### ウ 報酬算定

要介護者・要支援者（予防通り八に限る）については、国の通知<sup>(※1)</sup>によること。

なお、春日市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業における報酬算定については、以下のとおりとする。

事業区分	算定方法
旧介護予防通所介護相当事業（A6）	提供時間・1日の提供回数にかかわらず、1日1回を上限に算定することとする。
生活支援型予防通所事業（A7）	提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（4時間未満又は4時間以上）とする。

#### (4) 通所系サービス事業所が電話による安否確認を行う場合のケアマネジメント

感染拡大防止の観点から、あらかじめケアプランに位置付けた利用日に、通所系サービス事業所が電話による安否確認を行って、報酬を算定することが、国の通知<sup>(※2)(※3)</sup>により可能となっているが、その場合のケアマネジメントの取扱いは以下のとおりとする。

##### ア 具体的な方法

上記(1)及び(2)によること。

##### イ 留意事項

- ・利用者等の意向を十分に確認した上で、提供内容や費用について、懇切丁寧に説明を行い、同意を得ること。
- ・電話による安否確認の導入に当たっては、電話でのやり取りだけで通所系サービスの利用に相当する利用者負担が発生することを念頭に、利用者等の意向や代替サービスの導入（訪問系サービスへの切替、通所系サービス事業所による訪問サービスの提供等）も十分に検討すること。
- ・電話による安否確認を導入した場合、通所系サービス事業所により、下表の事項が情報収集される。通所系サービス事業所とは、密接な連携を図り、収集された情報を基に、適宜提供されるサービスの内容を検討すること。

##### (参考) 通所系サービス事業所が電話により確認すべき事項

サービス種別	確認すべき事項
(地域密着型) 通所介護、 第一号通所事業	健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度 等
(介護予防) 通所リハビリ テーション	健康状態、居宅療養環境、当日の外出の有無と外出先、希望するリハビリテーションサービスの提供内容や頻度 等

- ・詳しくは、国の通知<sup>(※2)(※3)</sup>を参照のこと。

##### ウ 報酬算定

- ・通所系サービス事業所が、電話により上記イ（参考）の事項を確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、下表の算定上限まで、相応の介護報酬の算定が可能

##### ◆ (地域密着型) 通所介護、第一号通所事業

区分		算定上限	具体的算定方法
要介護者	休業要請を受けている場合	1日2回まで	上記(4)ウ参照
	上記以外の場合	1日1回まで	
要支援者		1日1回まで	

##### ◆ (介護予防) 通所リハビリテーション

区分	算定上限	具体的算定方法
要介護者	期間を通じて	国の通知(※1)参照（介護予防通所リハにおいては、日割計算上の日にちに含めることが可能）
要支援者	初回のみ	

## (5) 新規利用者

当該利用者やその家族、これまで関わっていた事業者、主治医等からの情報収集でアセスメントに変えられる場合は代替措置での実施も可とする。上記1(1)イ・ウに照らして、直接対面して行う必要がある場合は、感染防止に万全を期すこと。

なお、代替措置で行った場合は、臨時的取扱いの終了後において、利用者やその家族等と直接面談し、アセスメントが適切なものであるかの検証を行うこと。

## 3 留意事項

- (1) 本通知に基づき臨時的な取扱いをした場合（適切に記録を残している場合に限る。）は、減算や指導の対象とせず、また各種加算の要件を満たしているものとして取り扱う。
- (2) 本通知に示す臨時的な取扱いは、保険者が春日市である被保険者を対象とするものだが、事業所所在地又は利用者の保険者から別に通知が発出されている場合は、その内容に基づいて対応することも可能とする。

- 
- (※1) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月24日厚生労働省事務連絡）（介護保険最新情報vol.770）別紙1
  - (※2) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）（令和2年4月7日厚生労働省事務連絡）（介護保険最新情報vol.809）問1・2
  - (※3) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）（令和2年4月9日厚生労働省事務連絡）（介護保険最新情報vol.809）問2・3